

次世代育成支援をめぐる最近の動き

(1) 最近の主な動きと議論の一覧

- 保育を中心とした主な動きについて
- 「保育」をめぐる議論の動きについて

(2) 経済財政改革の基本方針2008(平成20年6月27日閣議決定)(抜粋)

(3) 地方分権改革推進要綱(第1次)(平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定)(抜粋)

(4) 規制改革会議中間とりまとめ(平成20年7月2日)関係

- 中間とりまとめ(保育分野抜粋)
- 中間とりまとめ(次世代育成関係全体)

保育を中心とした主な動きについて

平成19年12月25日 規制改革会議・第2次答申

12月26日 社会保障審議会・少子化対策特別部会 発足

平成20年1月29日 第1回 社会保障国民会議 開催

2月15日 経済財政諮問会議(新雇用戦略に関連して保育について議論)
○ 「新待機児童ゼロ作戦」を進める旨の総理指示

2月27日 「新待機児童ゼロ作戦」の策定・公表

3月4日 児童福祉法等の一部改正する法律案(家庭的保育の制度化等)を閣議決定

3月25日 「規制改革推進のための3か年計画(改定)」閣議決定

4月23日 経済財政諮問会議(新雇用戦略に関連して保育について議論)
○ 保育の規制改革について年内に結論
○ 保育の量的拡充・質の向上に係る財源のあり方について検討することで一致

5月20日 少子化対策特別部会
○ 「次世代育成支援のための新たな制度体系の検討に向けた基本的考え方」を取りまとめ

5月23日 経済財政諮問会議(認定こども園改革)
○ こども交付金(仮称)を含め改善策を夏頃目途に取りまとめ

5月28日 地方分権改革推進委員会 第一次勧告

5月29日 「児童福祉法等の一部を改正する法律案」衆議院で可決
○ 衆・厚労委委員会審議 5月23日、28日

6月20日 地方分権改革推進要綱(第1次) (地方分権改革推進本部決定)

6月27日 経済財政改革の基本方針2008について (閣議決定)

7月2日 中間とりまとめ 一年末答申に向けての問題提起一 (規制改革会議)

「保育」をめぐる議論の動きについて

1 経済財政諮問会議における議論の動き

【保育関係（4月23日）】

- ◆ 利用者の立場に立ち、保育サービスの規制改革を行う
 - ① 保育サービスを「措置」から利用者の「選択」に転換する
 - ② 認定こども園等の「二重行政」を解消する
 - ③ 保育所の調理室必置や面積等の最低基準を地域に委ねる
 - ④ 保育ママ制度の資格要件を緩和する

◆ 財源のあり方を議論する

「新待機児童ゼロ作戦」によって、3歳未満児15万人の保育サービスを増やすためには、財源の手当てが不可欠である。サービスの効率化を進めるとともに、それでも不足する保育サービスの量的拡充・質の向上のための費用については、税制の抜本改革に向けて、財源のあり方の議論を行うべきである。

【福田総理発言】

- 長年の懸案がある保育サービスに係る規制改革については、利用者の立場に立って、年内に結論を出してほしい。
- 財源の在り方は、社会保障国民会議の議論も踏まえ、抜本的税制改革において検討することとしたい。

【認定こども園関係（5月23日）】

- ◆ 厚生労働省と文部科学省の予算を統合した「こども交付金」を導入し、認定こども園（保育所型や幼稚園型を問わない）に助成する自治体に対し、包括的な交付金として交付する。

【福田総理発言】

- 交付金を含めて、利用する子どもの立場に立った抜本的な解決策を関係閣僚に早急に検討。（夏頃までに取りまとめ）

2 地方分権改革推進委員会における議論の動き

第一次勧告（平成20年5月28日）



地方分権改革推進要綱（第1次） （平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）

〔幼保・子ども〕

- 認定こども園制度については、当面、認定等に係る事務手続や会計処理が複雑であるなどの課題に対する抜本的な運用改善方策について平成20年度中に実施に着手する。あわせて、認定こども園制度の一本化に向けた制度改革について平成20年度中に結論を得る。
- 保育所について、「保育に欠ける」という入所要件の見直し、保護者と保育サービス提供者との直接契約方式について、包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で総合的な検討を行い、平成20年中に結論を得る。

〔福祉施設に関する基準〕

- 保育所や老人福祉施設等についての施設設備に関する基準については、保育の質や、高齢者の生活の一定の質の確保のための方策を前提としつつ、全国一律の最低基準という位置付けを見直し、国は標準を示すにとどめ地方自治体が条例により決定し得るなど、地方自治体が創意工夫を生かせるような方策を検討し、計画の策定までに結論を得る。

経済財政改革の基本方針2008(平成20年6月27日閣議決定)

<少子化対策関係抜粋>

第2章 成長力の強化

1. 経済成長戦略

【具体的手段】

I 全員参加経済戦略

① 新雇用戦略 (p5~6)

- ・ 待機児童ゼロに向け、保育サービスの充実を目指し(2010年に保育サービス利用率を20.3%から26%へ)、その財源の在り方について、社会保障国民会議の議論も踏まえ、抜本的税制改革において検討する。保育サービスに係る規制改革については、子どもの福祉への配慮を前提に、利用者の立場に立って、平成20年内に結論を出す。
- ・ 「こども交付金」(仮称)の導入など、認定こども園に関する補助金の一本化による「二重行政」の解消策を検討し、平成20年夏を目途に取りまとめ、平成20年度中に制度改革についての結論を得る。

第4章 国民本位の行財政改革

1. 国民本位の行財政への転換

(2)生活者重視の行政システム(消費者行政、規制改革)

【具体的手段】

(3)消費者・生活者のための規制改革 (p19)

- ・ 診療報酬の審査・支払業務の抜本的効率化、質の確保された保育サービスの充実を含む幅広い分野について取り組み、平成20年末までに結論を得る。

第5章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築

1. 国民生活を支える社会保障制度の在り方等

【具体的手段】

(2)重要課題への対応

③ 総合的な少子化対策の推進 (p25)

- ・ 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等に基づき、保育サービスや放課後対策等の子育て支援の拡充及び仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現を車の両輪として、少子化対策を行う。
- ・ 税制の抜本的な改革と併せ、保育サービスの提供の仕組みを含む包括的な次世代育成支援の枠組みを構築する。

「地方分権改革推進要綱(第1次)」 (平成20年6月20日 地方分権改革推進本部決定) (抜粋)

第2 地方分権のための制度・運営の改革の推進

1 重点行政分野の抜本的見直し

(1) 暮らしづくり分野関係

【幼保・子ども】

- 認定こども園制度については、当面、認定等に係る事務手続や会計処理が複雑であるなどの課題に対する抜本的な運用改善方策について平成20年度中に実施に着手する。あわせて、認定こども園制度の一本化に向けた制度改革について平成20年度中に結論を得る。〔文部科学省・厚生労働省〕
- 保育所について、「保育に欠ける」という入所要件の見直し、保護者と保育サービス提供者との直接契約方式について、包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で総合的な検討を行い、平成20年中に結論を得る。〔厚生労働省〕
- 文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」について、両事業の統合も含めた更なる一本化の方向で改善方策を検討し、平成21年度から実施する。〔文部科学省・厚生労働省〕

【福祉施設の最低基準】

- 保育所や老人福祉施設等についての施設設備に関する基準については、保育の質や、高齢者の生活の一定の質の確保のための方策を前提としつつ、全国一律の最低基準という位置付けを見直し、国は標準を示すにとどめ地方公共団体が条例により決定し得るなど、地方公共団体が創意工夫を生かせるような方策を検討し、計画の策定までに結論を得る。〔厚生労働省〕

中間とりまとめ 一年末答申に向けての問題提起一 (平成20年7月2日 規制改革会議)(抜粋)

Ⅱ. 各重点分野における規制改革

1 社会保障・少子化対策

(2) 福祉、保育、介護分野

① 保育分野

(ア) 直接契約方式の導入

利用者自らが施設に直接申込みを行い、契約を結ぶ方式を導入すれば、住居地に縛られずに、自宅のある市町村以外、つまり、最寄り駅、親の職場、児童の祖父母の家等に近い保育所に預けることや、必要なサービスを提供している保育所を選択することが可能となる。また、保育所の側では、他の保育所との競争が起こり、利用者から選ばれる保育所となるための努力が促されるというメリットもある。

(イ) 直接補助方式(バウチャー等)の導入

投入されている公的補助を機関補助ではなく、保育の必要度(要介護認定のような公的な基準)に応じて、バウチャー等で子育て世帯に配分する、利用者への直接補助方式に転換するべきと考える。価格(利用者の費用負担分)を設定する際には、原則、サービス利用量・内容に応じた応益負担とすべきである。また、現在、認可保育所の保育料は月額で決まっているが、フルタイム勤務以外の共働き世帯や在宅保育世帯による利用も増えると予想されることから、日割り・時間単位等に見直す必要もある。

(ウ) 「保育に欠ける」要件の見直し

「保育に欠ける」要件は、保護者の就業状況や就労形態の多様化、核家族化の進行や子育てに困難を抱える家庭の増加など、子どもを取り巻く環境が大きく変化しているにもかかわらず、長年見直しがなされていない。そのため、認可保育所への入所の可否と個々の家庭における保育や子育て支援の必要度合いが必ずしも一致していない。

(中略)

したがって、「保育に欠ける」要件を近年の実態に照らして見直し、共働き世帯のみならず、専業主婦(夫)世帯でも、保育所において保育・子育て支援サービスを利用できるような基準に改めるべきである。

(エ) 官民イコールフットイングによる民間事業者の参入促進

そのため、サービス供給量の拡大に向けて、多様な民間事業者の参入を促す環境整備を図るためには、上記のような阻害要因を早急に取り除くべきである。

具体的には、

- 施設整備交付金を社会福祉法人以外の民間事業者にも給付する
- 株式会社には企業会計の適用を認める
- 民営化の際、社会福祉法人以外の民間事業者を排除しないよう地方公共団体への指導を徹底する等の対策が必要である。

「中間とりまとめ 一年末答申に向けての問題提起」
(平成20年7月2日 規制改革会議) (抜粋)

II. 各重点分野における規制改革

1 社会保障・少子化対策

(2) 福祉、保育、介護分野

① 保育分野

ア 抜本的な保育制度改革

(ア) 直接契約方式の導入

児童福祉法改正により、平成10年以降、利用者が複数の保育所を選択し、申込みができるようにはなったものの、最終的には保育の実施主体である市町村が入所判定を行い、児童を各保育所に割り振る仕組みが現在でも続いている。そのため、利用者の視点に立ったサービス向上へのインセンティブが働きにくくなっている。

こうした状況下、利用者自らが施設に直接申込みを行い、契約を結ぶ方式を導入すれば、住居地に縛られずに、自宅のある市町村以外、つまり、最寄り駅、親の職場、児童の祖父母の家等に近い保育所に預けることや、必要なサービスを提供している保育所を選択することが可能となる。また、保育所の側では、他の保育所との競争が起こり、利用者から選ばれる保育所となるための努力が促されるというメリットもある。

一方、都市部を中心に行われている地方公共団体独自の取組の中で、直接契約方式を採用している東京都の認証保育所制度は、待機児童の貴重な受け皿として機能しているのみならず、認可保育所の施設最低基準とほぼ同等の水準を維持しながら都市型ニーズに応えるサービスを提供し、利用者から好評を得ている。

そうした地方公共団体独自の取組を参考にし、直接契約方式を導入すべきである。

なお、直接契約方式では、サービス供給量が需要を下回る場合、本来、利用者を選択されるはずの施設が、逆に利用者を選択する形となり、障害児や低所得世帯の児童の受入れを拒否するのではないかと懸念が持ち上がるが、そうした状況を回避するには、セーフティネットとして公立保育所の位置づけ

を明確化し、障害児保育の実施や低所得者層の優先入所等、受入体制の整備・強化を進めるなど、新たな仕組みを設けることで十分に対応可能となる。

(イ) 直接補助方式（バウチャー等）の導入

現行制度では、国の補助は利用者ではなく、保育所に対して運営費という形で機関補助が行われている。利用者側の視点では、待機児童の発生している都市部や児童数の減少から保育所の閉所を余儀なくされている地域においては、必要なサービスを自由に選択し利用したいという希望が叶わないだけでなく、認可保育所への入所可否によって様々な不公平が生じていることが問題視される。質の面で安心感を得られやすい認可保育所に預けられる人と、認可保育所に預けられず、やむなく認可外のサービスを利用する人や就労継続そのものを断念せざるを得ない人との間には、負担する保育料や就業機会・利益の得失において大きな格差が生じる。こうした利用者間の不公平は、手厚い公的補助が広く子育て世帯に行き渡らずに、認可保育所に対して集中的に行われていることに起因する。加えて、実際に認可保育所と認可外施設における保育の質の実証的な比較検証は行われていないにもかかわらず、認可保育所の不足感・待望感にもつながってしまっている。

こうした問題意識から、投入されている公的補助を機関補助ではなく、保育の必要度（要介護認定のような公的な基準）に応じて、バウチャー等で子育て世帯に配分する、利用者への直接補助方式に転換するべきと考える。価格（利用者の費用負担分）を設定する際には、原則、サービス利用量・内容に応じた応益負担とすべきである。また、現在、認可保育所の保育料は月額で決まっているが、フルタイム勤務以外の共働き世帯や在宅保育世帯による利用も増えることと予想されることから、日割り・時間単位等に見直す必要もある。なお、公費によるバウチャー等が利用可能なサービスの対象は保育所に限定せず、認定こども園や、家庭的保育（保育ママ）やベビーシッター等の在宅保育サービス等にも拡大すべきである。

こうした見直しにより、利用者間の公平が保たれ、受け取る補助額を分割使用したり、個人で上乗せしたりすることが可能となり、利用者のサービス選択の幅が広がる。また、事業者側には、一律の公定価格ではなく、自由な価格設定が可能な仕組みを採り入れることで、病児・病後児保育や夜間・休日保育など付加的なサービスの提供に向けたインセンティブが働く。さらには、利用者が認可外サービスを選ぶことで、利用者の潜在的ニーズに応える新たな事業者の参入も期待できる。もちろん、公費を使用する対象サービスとして、一定の

基準を設けることは必要であり、事業者による適切な情報公開の徹底や質の確保を図ることは、公の責任において行われるべきである。

なお、低所得世帯や障害児を持つ世帯をどのように扱うかについては、補助額で調整する策、すなわち保育の必要度の判定基準の1つに世帯所得や障害の程度、保育の緊急度を加え、受け取るバウチャー等を増額する方式を採用すべきと考える。

(ウ)「保育に欠ける」要件の見直し

戦後間もなく制定された児童福祉法では、保育の実施対象を「保育に欠ける」児童と定めており、現在もなお、認可保育所に入所できる、あるいは国の家庭的保育サービスを受けられるのは「保育に欠ける」児童に限定されている。この「保育に欠ける」要件は、保護者の就業状況や就労形態の多様化、核家族化の進行や子育てに困難を抱える家庭の増加など、子どもを取り巻く環境が大きく変化しているにもかかわらず、長年見直しがなされていない。そのため、認可保育所への入所の可否と個々の家庭における保育や子育て支援の必要度合いが必ずしも一致していない。特に都市部等では、「保護者が昼間就労を常態とする」という1つめの要件に最も高い優先度が設定されている地方公共団体が多く、早朝・深夜シフトや、パートタイム勤務を掛け持ちする保護者等の児童は入所ににくいという指摘もある。

したがって、「保育に欠ける」要件を近年の実態に照らして見直し、共働き世帯のみならず、専業主婦（夫）世帯でも、保育所において保育・子育て支援サービスを利用できるような基準に改めるべきである。

なお、入所希望者数が定員数を超える場合、2)で述べた補助額の設定に必要な「要保育度」と同様の概念で、その必要度に応じて優先順位付けされるような仕組みを導入する必要がある。

(エ) 官民イコールフットイングによる民間事業者の参入促進

認可保育所には市町村が開設する公立と、「官」以外が設置主体となる私立がある。また、公立の中には、市町村が運営する「公営」と、民営化され、社会福祉法人を始めとする民の経営による「私営」がある。

近年の認可保育所の設置状況を「社会福祉施設等調査」（厚生労働省）で見ると、箇所数の推移では、公立が減少、私立は反対に増加傾向にあり、平成19年現在では公立がまだ過半を占めているが、早晚、公私比率は逆転すると予想される。

同じ認可を受けた保育所であっても、経営主体によって、そのサービス内容は大きく異なっている。例えば、障害児保育を除く、その他の様々な種類の保育実施率は、私営がすべて公営を上回っている。

一部の地方公共団体では公設民営化の動きがあるが、平成18年の私営は363箇所と公立全体に占める割合はわずか3%に過ぎず、公立保育所のほとんどは依然公営である。また、私立の認可保育所の内訳では、社会福祉法人による経営が9割と圧倒的に多く、平成18年までの5年間で約1,300箇所も増えている。一方、多様な利用者ニーズに応えるサービスの提供者として期待される株式会社やNPOを含む「その他法人」が経営する比率は、平成18年で5%にとどまっており、保育所事業への参入が進んでいないことがわかる。

地方公共団体が公立保育所の民営化を進める際、国の規制がないにもかかわらず、移管先を社会福祉法人に限定するケースが多いため、株式会社立となる事例はごく稀である。また、現在、私立保育所への施設整備交付金は、社会福祉法人立の保育所に限られており、株式会社、NPO法人は補助対象外である。社会福祉法人が半「官」的な存在とすると、実質的な官民のイコールフットイングははかられていないと言える。さらには、保育所運営では株式会社であっても社会福祉法人会計が求められており、株主への配当が制限されるなど、参入の大きな障害となっている。

そのため、サービス供給量の拡大に向けて、多様な民間事業者の参入を促す環境整備を図るためには、上記のような阻害要因を早急に取り除くべきである。具体的には、

- 施設整備交付金を社会福祉法人以外の民間事業者にも給付する
- 株式会社には企業会計の適用を認める
- 民営化の際、社会福祉法人以外の民間事業者を排除しないよう地方公共団体への指導を徹底する

等の対策が必要である。なお、1点目については、憲法89条の解釈問題が背景にあるものの、介護保険など、既に直接補助を行っている例に照らせば、直接補助を行うことによりほぼ解決できると考える。

「中間とりまとめ 一年末答申に向けての問題提起」
(平成20年7月2日 規制改革会議) (抜粋)

II. 各重点分野における規制改革

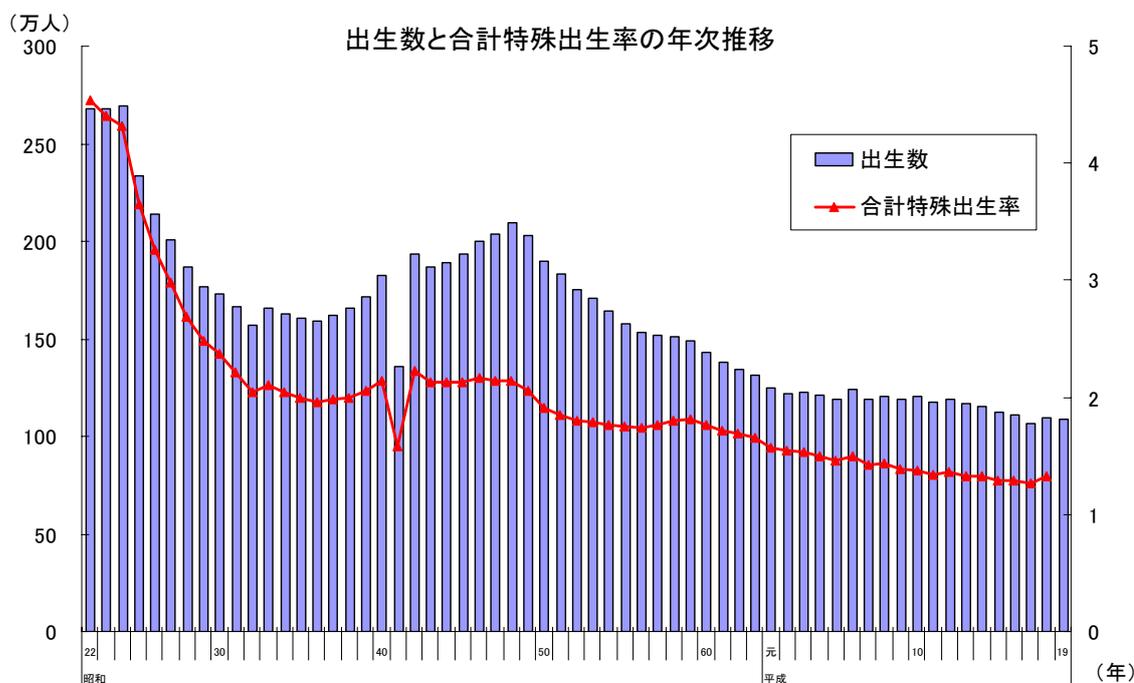
1 社会保障・少子化対策

(2) 福祉、保育、介護分野

① 保育分野

我が国では、昭和40年代後半の第2次ベビーブーム以降、合計特殊出生率が徐々に低下し、平成17年には1.26と過去最低を記録するなど、急速な少子化が進行しており、平成17年には予測よりも2年早く人口減少社会に突入した。

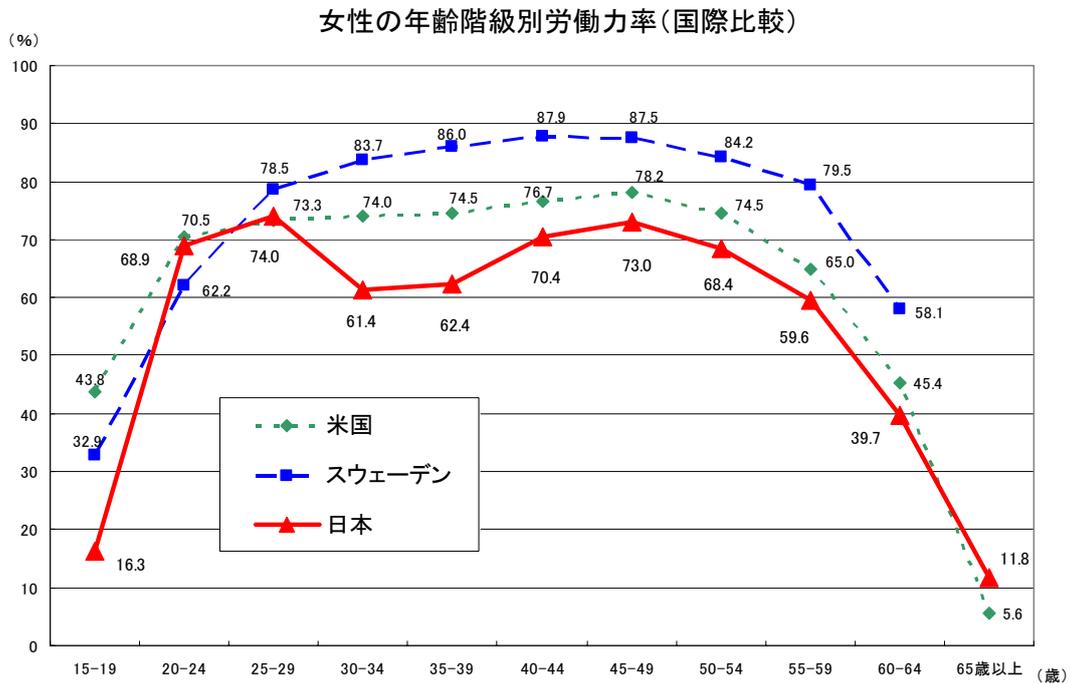
図表1-(2)-①



(備考) 厚生労働省「人口動態統計(平成19年)」による。

こうした少子化の進行により労働人口の急速な減少と国の成長力の大幅な低下が予想される中、潜在労働力として最も期待が高いのが女性であり、特に、いわゆるM字カーブの凹み部分である子育て世代の就業率を上げていくことが有効な対処策の1つである。そのためには、女性が安心して働き続けられる環境の整備が必要である。

図表1-(2)-②



(備考) 内閣府「男女共同参画白書(平成18年版)」による。

政府においては、平成6年の「エンゼルプラン」策定以降、各種の少子化対策が講じられてきたが、目立った成果は上がっていない。国の保育制度に関しては、依然残る「措置」の発想の下、画一的・硬直的な公的保育が実施されているのが現状である。平成19年末に終了した「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議が取りまとめた重点戦略に基づき、「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」のための議論の場は、厚生労働省の社会保障審議会少子化対策特別部会に移された。現在、同部会において、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた議論が進められている。

当会議では、前身の会議以降、一貫して主張してきたとおり、幼保一元化を見据えた保育制度の抜本的な改革が必須であり、同時に、多様なニーズに応える様々な子育て支援サービスを多面的に拡充していくことが重要かつ急務であるとする。改革の推進に当たっては、次の3つの視点を踏まえ、以下に掲げる施策を早急に講じる必要がある。

3つの視点

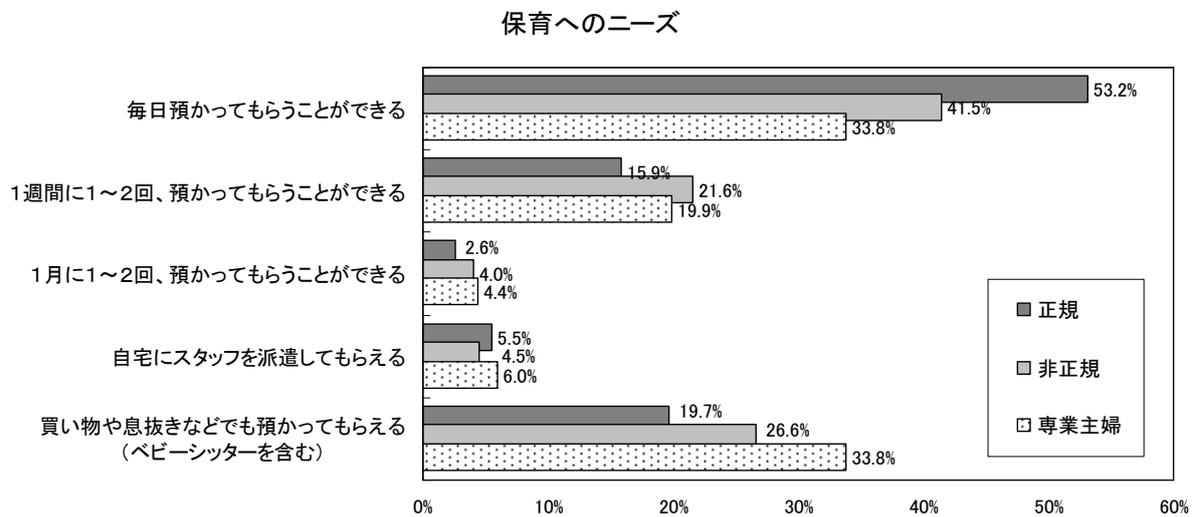
- 質の確保と量の拡大を図る効率的な事業運営
- 多様化する利用者ニーズに応えるサービスの提供
- 官民事業者のイコールフットイングの実現

ア 抜本的な保育制度改革

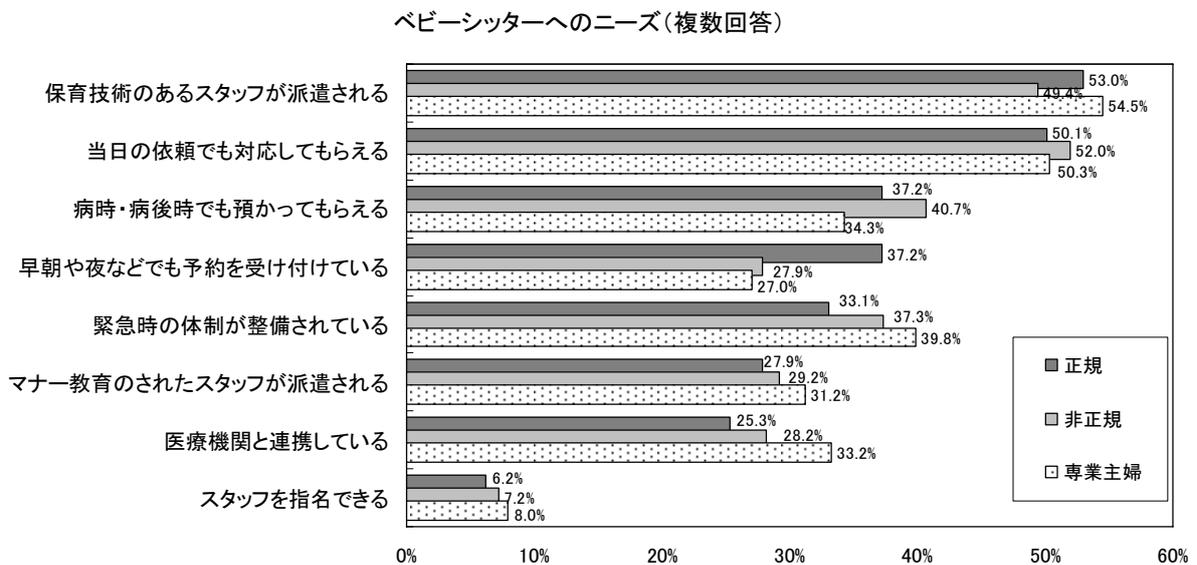
(ア) 直接契約方式の導入

児童福祉法改正により、平成10年以降、利用者が複数の保育所を選択し、申込みができるようにはなったものの、最終的には保育の実施主体である市町村が入所判定を行い、児童を各保育所に割り振る仕組みが現在でも続いている。そのため、利用者の視点に立ったサービス向上へのインセンティブが働きにくくなっている。

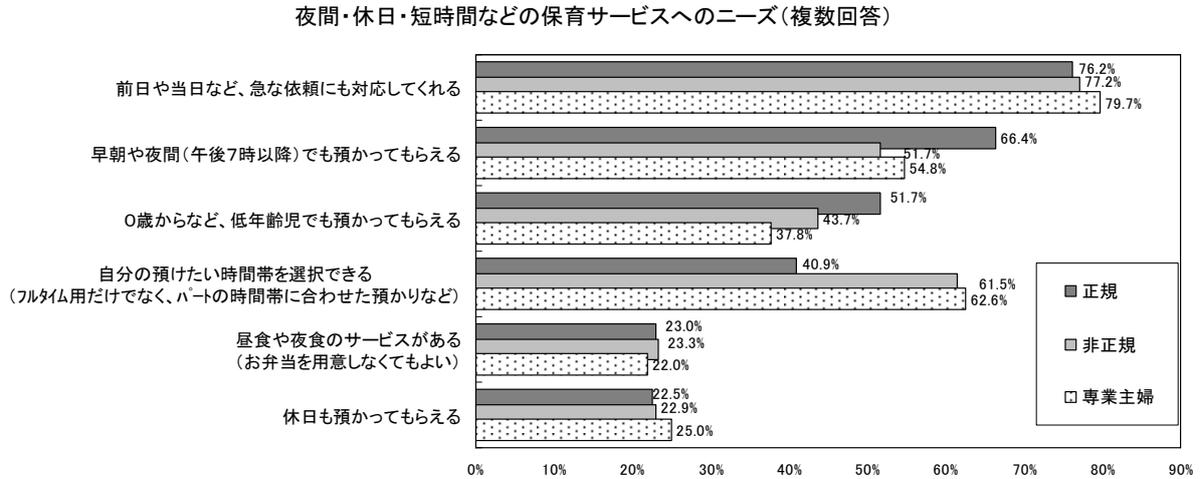
図表1-(2)-③



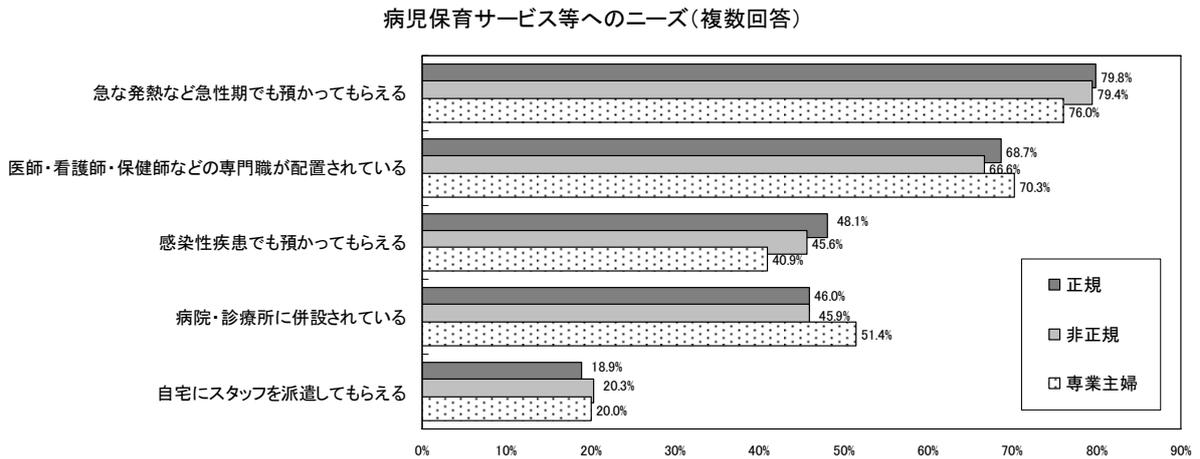
図表1-(2)-④



図表1-(2)-⑤



図表1-(2)-⑥

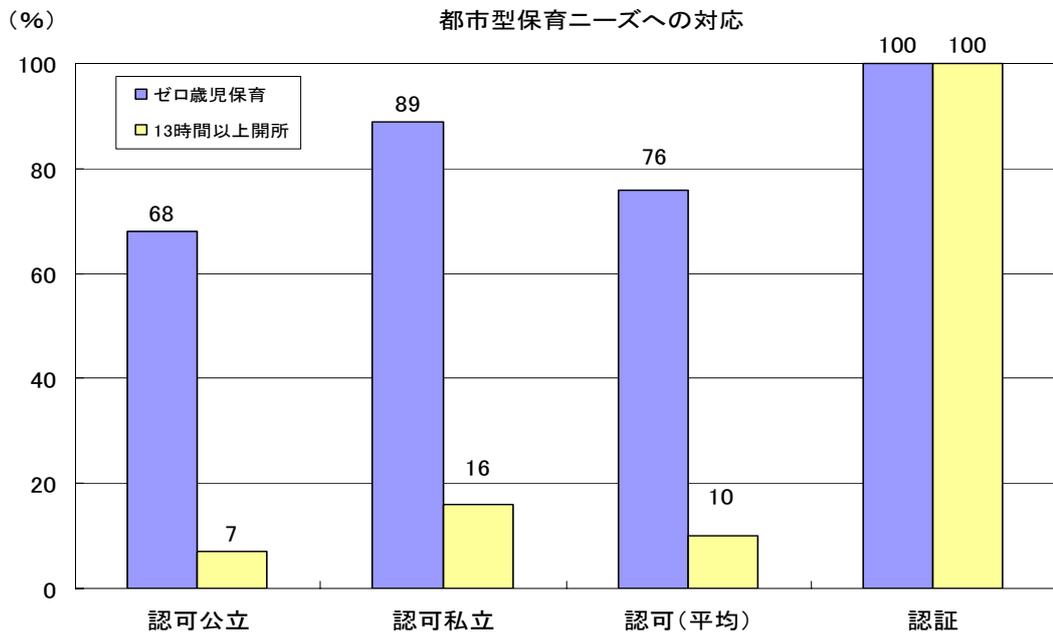


(備考) すべて経済産業省委託調査 [2007] (20—40代の女性へのアンケート調査) による。

こうした状況下、利用者自らが施設に直接申込みを行い、契約を結ぶ方式を導入すれば、住居地に縛られずに、自宅のある市町村以外、つまり、最寄り駅、親の職場、児童の祖父母の家等に近い保育所に預けることや、必要なサービスを提供している保育所を選択することが可能となる。また、保育所の側では、他の保育所との競争が起こり、利用者から選ばれる保育所となるための努力が促されるというメリットもある。

一方、都市部を中心に行われている地方公共団体独自の取組の中で、直接契約方式を採用している東京都の認証保育所制度は、待機児童の貴重な受け皿として機能しているのみならず、認可保育所の施設最低基準とほぼ同等の水準を維持しながら都市型ニーズに応えるサービスを提供し、利用者から好評を得ている。

図表1-(2)-⑦



(備考) 東京都福祉保健局少子社会対策部資料(平成19年4月現在)により作成。

そうした地方公共団体独自の取組を参考にし、直接契約方式を導入すべきである。

なお、直接契約方式では、サービス供給量が需要を下回る場合、本来、利用者を選択されるはずの施設が、逆に利用者を選択する形となり、障害児や低所得世帯の児童の受入れを拒否するのではないかとといった懸念が持ち上がるが、そうした状況を回避するには、セーフティネットとして公立保育所の位置づけを明確化し、障害児保育の実施や低所得者層の優先入所等、受入体制の整備・強化を進めるなど、新たな仕組みを設けることで十分に対応可能となる。

(イ) 直接補助方式(バウチャー等)の導入

現行制度では、国の補助は利用者ではなく、保育所に対して運営費という形で機関補助が行われている。利用者側の視点では、待機児童の発生している都市部や児童数の減少から保育所の閉所を余儀なくされている地域においては、必要なサービスを自由に選択し利用したいという希望が叶わないだけでなく、認可保育所への入所可否によって様々な不公平が生じていることが問題視される。質の面で安心感を得られやすい認可保育所に預けられる人と、認可保育所に預けられず、やむなく認可外のサービスを利用する人や就労継続そのものを断念せざるを得ない人との間には、負担する保育料や就業機会・利益の得

失において大きな格差が生じる。こうした利用者間の不公平は、手厚い公的補助が広く子育て世帯に行き渡らずに、認可保育所に対して集中的に行われていることに起因する。加えて、実際に認可保育所と認可外施設における保育の質の実証的な比較検証は行われていないにもかかわらず、認可保育所の不足感・待望感にもつながってしまっている。

図表 1-(2)-⑧

国基準(保育料)等から推計した利用者負担額

【保育所】(1人当たり月額)

年齢区分	費用総額	保護者負担額	公費負担額	利用者負担:公費負担
0歳児	17.3万円	3.5万円	13.8万円	2 : 8
1・2歳児	10.3万円	3.5万円	6.8万円	3 : 7
3歳児	5万円	2.8万円	2.2万円	6 : 4
4歳以上児	4.3万円	2.6万円	1.7万円	6 : 4

【保育所】(総額)

費用総額	保護者負担額	公費負担額	利用者負担:公費負担
1兆 7,800 億円	7,600 億円	1兆 200 億円	4 : 6

- (備考) 1. 厚生労働省社会保障審議会少子化対策特別部会第6回(平成20年4月9日)資料による。
2. 平成20年度保育所運営費負担金予算(案)額を基に算出。

こうした問題意識から、投入されている公的補助を機関補助ではなく、保育の必要度(要介護認定のような公的な基準)に応じて、バウチャー等で子育て世帯に配分する、利用者への直接補助方式に転換するべきと考える。価格(利用者の費用負担分)を設定する際には、原則、サービス利用量・内容に応じた応益負担とすべきである。また、現在、認可保育所の保育料は月額で決まっているが、フルタイム勤務以外の共働き世帯や在宅保育世帯による利用も増えると予想されることから、日割り・時間単位等に見直す必要もある。なお、公費によるバウチャー等が利用可能なサービスの対象は保育所に限定せず、認定こども園や、家庭的保育(保育ママ)やベビーシッター等の在宅保育サービス等にも拡大すべきである。

こうした見直しにより、利用者間の公平が保たれ、受け取る補助額を分割使用したり、個人で上乗せしたりすることが可能となり、利用者のサービス選択の幅が広がる。また、事業者側には、一律の公定価格ではなく、自由な価格設定が可能な仕組みを採り入れることで、病児・病後児保育や夜間・休日保育など付加的なサービスの提供に向けたインセンティブが働く。さらには、利用者

が認可外サービスを選ぶことで、利用者の潜在的ニーズに応える新たな事業者の参入も期待できる。もちろん、公費を使用する対象サービスとして、一定の基準を設けることは必要であり、事業者による適切な情報公開の徹底や質の確保を図ることは、公の責任において行われるべきである。

なお、低所得世帯や障害児を持つ世帯をどのように扱うかについては、補助額で調整する策、すなわち保育の必要度の判定基準の1つに世帯所得や障害の程度、保育の緊急度を加え、受け取るバウチャー等を増額する方式を採用すべきと考える。

(ウ)「保育に欠ける」要件の見直し

戦後間もなく制定された児童福祉法では、保育の実施対象を「保育に欠ける」児童と定めており、現在もなお、認可保育所に入所できる、あるいは国の家庭的保育サービスを受けられるのは「保育に欠ける」児童に限定されている。この「保育に欠ける」要件は、保護者の就業状況や就労形態の多様化、核家族化の進行や子育てに困難を抱える家庭の増加など、子どもを取り巻く環境が大きく変化しているにもかかわらず、長年見直しがなされていない。そのため、認可保育所への入所の可否と個々の家庭における保育や子育て支援の必要度合いが必ずしも一致していない。特に都市部等では、「保護者が昼間就労を常態とする」という1つめの要件に最も高い優先度が設定されている地方公共団体が多く、早朝・深夜シフトや、パートタイム勤務を掛け持ちする保護者等の児童は入所にくいという指摘もある。